

ご存知ですか?
あきらめていませんか?

障害年金を!!

私たちが請求のお手伝いをします。

① 障害年金は当然の権利です!

- ・年金に加入している方が、身体や精神の障害によって日常生活が困難になったり、働けなくなったりした場合にもらえる、当然の権利です。

② こんな障害が対象になります!

- ・知的障害、うつ病、認知症、高次脳機能障害等の精神障害や、脳梗塞、人工透析、ガン、心臓ペースメーカー装着などにより、日常生活や仕事に支障がある方。

③ 障害年金を受けられる方には三つの条件があります!

- 1 その病気、障害についての初診日(初めて医者の診察を受けた日)に、年金に加入していましたこと。
- 2 その初診日の前々月までに、一定以上の保険料を納めていたこと。
- 3 その初診日から1年6ヶ月たった時点で、一定の障害があること。または、その後障害が悪化したこと。

※ 20歳前に障害になった場合は、一定の障害にあれば20歳からもらえます。

お心当たりのある方や身体障害者手帳をお持ちの方は、ぜひ一度ご相談下さい!

障害年金請求サポート

私たちは、「障害年金専門」の社会保険労務士です。

また、障害年金のほかに老齢年金、遺族年金など年金の専門家でもありますので、メンバーに気軽にご相談下さい。

<メンバー>

社会保険労務士	倉田和子	(本庄市西五十子216-9)	TEL:080-1242-7696)
社会保険労務士	石川利之	(大里郡寄居町寄居519-1)	

※ 費用 …… 初回相談は無料です。請求手続き代行は、着手金として10,000円、成功報酬として決定年金額の2ヵ月分を目安に、ご相談の上決めさせていただきます。